

東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業実施方針

29都市住政第1080号

平成30年3月27日

第1 事業の目的

住宅・土地統計調査によると、東京都内の空き家は平成25年時点で約82万戸あり、高齢化が進行している中、今後、相続等による空き家が更に増加することが予測される。空き家は、適切な管理がなされなければ老朽化し、地域の居住環境や防災機能などに影響を及ぼすことから、空き家の有効活用や適正な管理が望まれている。

空き家対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の施行を受け、区市町村が実態調査を始めとする様々な取組を進めているところである。しかしながら、所有する空き家を今すぐ何とかしなければならないという認識がある空き家所有者は少なく、また、そうした意識はあっても、具体的な解決方策を持たず、相談先が分からない所有者が多くあり、そのことが空き家の長期化や管理不全の問題などにつながっている。

このため、東京都は、こうした空き家所有者等に対して、空き家の発生抑制・有効活用・適正管理の意識を高めるための普及啓発の取組と空き家所有者等からの相談に無料で応じるワンストップ相談業務を一体的に実施する民間事業者を支援することで、空き家の利活用等を推進する。

第2 事業の概要

1 事業の名称

東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業（以下「本事業」という。）

2 事業の内容

本事業の内容は以下のとおりとし、詳細については別途「平成30年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業事業者募集要項（29都市住政第1082号）」（以下「募集要項」という。）に定める。

(1) 事業の実施期間

事業者決定からその年度末まで単年度実施とし、平成32年度まで毎年度実施する。

(2) 事業者の募集・選定

公募により事業者を決定する。

なお、応募者から提出された書類及び応募者によるプレゼンテーションに基づく審査・選定については、「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業事業者選定委員会設置要綱（29都市住政第1083号）」により設置される東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業事業者選定委員会において行う。

(3) 事業者が行う事業内容

ア 普及啓発事業

事業者は、必要に応じ法務や不動産等の専門家や区市町村と連携し、空き家所有者等に空き家問題について理解を深めてもらうための知識・情報提供を行う機会を設けるなど、空き家の発生抑制・有効活用・適正管理を促すための普及啓発等の取組を実施する。

事業実施地域は、主に東京都内とし、イベント等による普及啓発事業は東京都内で実施することとする。

イ 相談事業

事業者は、空き家利活用等の相談に無料で応じるワンストップの相談窓口を都内に設置し、相談者の立場に立って、空き家等の相続・売却・賃貸・管理についての相談に対応する。また、事業者の責任において、弁護士等の専門家や不動産業者等の協力事業者と連携・協力し、相談者に対して、具体的提案・費用の試算等のアドバイス（子育て支援施設や地域の集会所等の公的な利活用に関する情報を含む。）を行う。

(4) 事業の対象者

東京都内に所在する空き家の所有者(空き家を所有することが見込まれる者及びその関係者を含む。)又は東京都外に所在する空き家を所有する東京都民(空き家を所有することが見込まれる者及びその関係者を含む。)とする。

ただし、(3)アにおいては、空き家の利活用等に関心のある東京都民等(空き家の所有を問わない。)も対象にすることとする。

(5) 事業の報告

事業者は、事業の進捗状況について随時東京都に報告する。また、事業終了時に取組の成果及び事業効果の検証結果を取りまとめ東京都へ報告し、事業終了後も事業効果の検証及び相談継続案件等に関する東京都からのヒアリングに協力する。

3 本事業の費用の負担

東京都は、別途定める「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業補助金交付要綱(29都市住政第1085号)」により、予算の範囲内で本事業に要する費用を事業者に対して補助する。

4 東京都の協力

東京都は、本事業の実施に当たって、事業者及び区市町村と連携・協力を行い、円滑な事業の運営を図る。

第3 スケジュール

本事業は、以下のスケジュールで行う。詳細については別途「募集要項」に定める。

4月上旬(予定)	募集要項の公表
4月中旬から下旬(予定)	応募受付
5月中旬(予定)	事業者の選定
6月上旬(予定)	事業開始
年度末(予定)	年度事業の最終報告

以後、平成32年度まで同様のフローにより毎年度事業者の募集を実施する。ただし、平成31年度以降における、募集要項の公表から事業者の選定までの具体的な実施時期については、別途検討する。

第4 その他

1 守秘義務

本事業に従事する職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

2 その他

この方針に定めるもののほか、この方針の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。